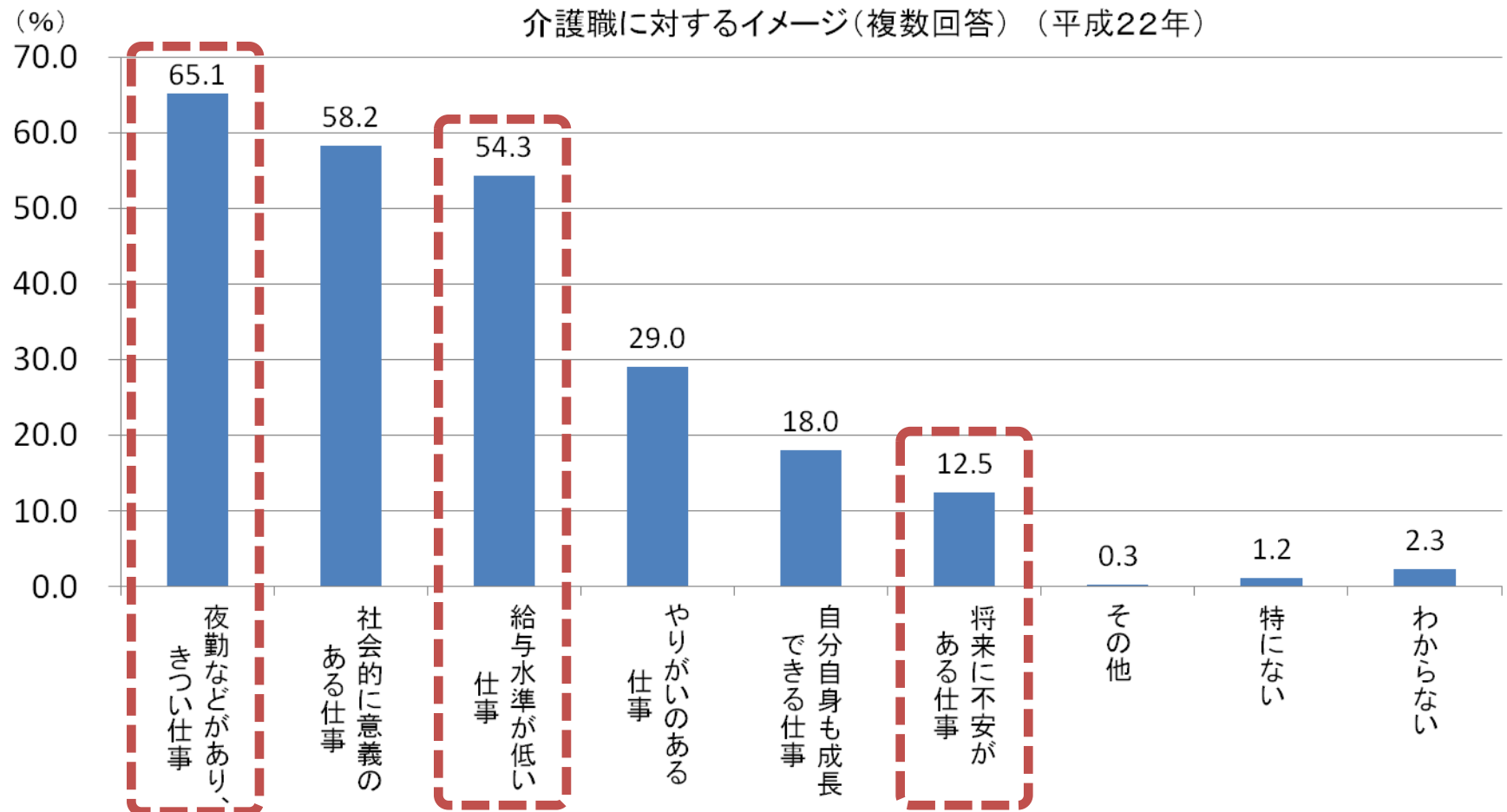


参考資料

介護に対するイメージ

介護職について、「夜勤などがあり、きつい仕事」を挙げた者が65.1%と最も高く、以下、「社会的に意義のある仕事」、「給与水準が低い仕事」、「やりがいのある仕事」などの順となっている。

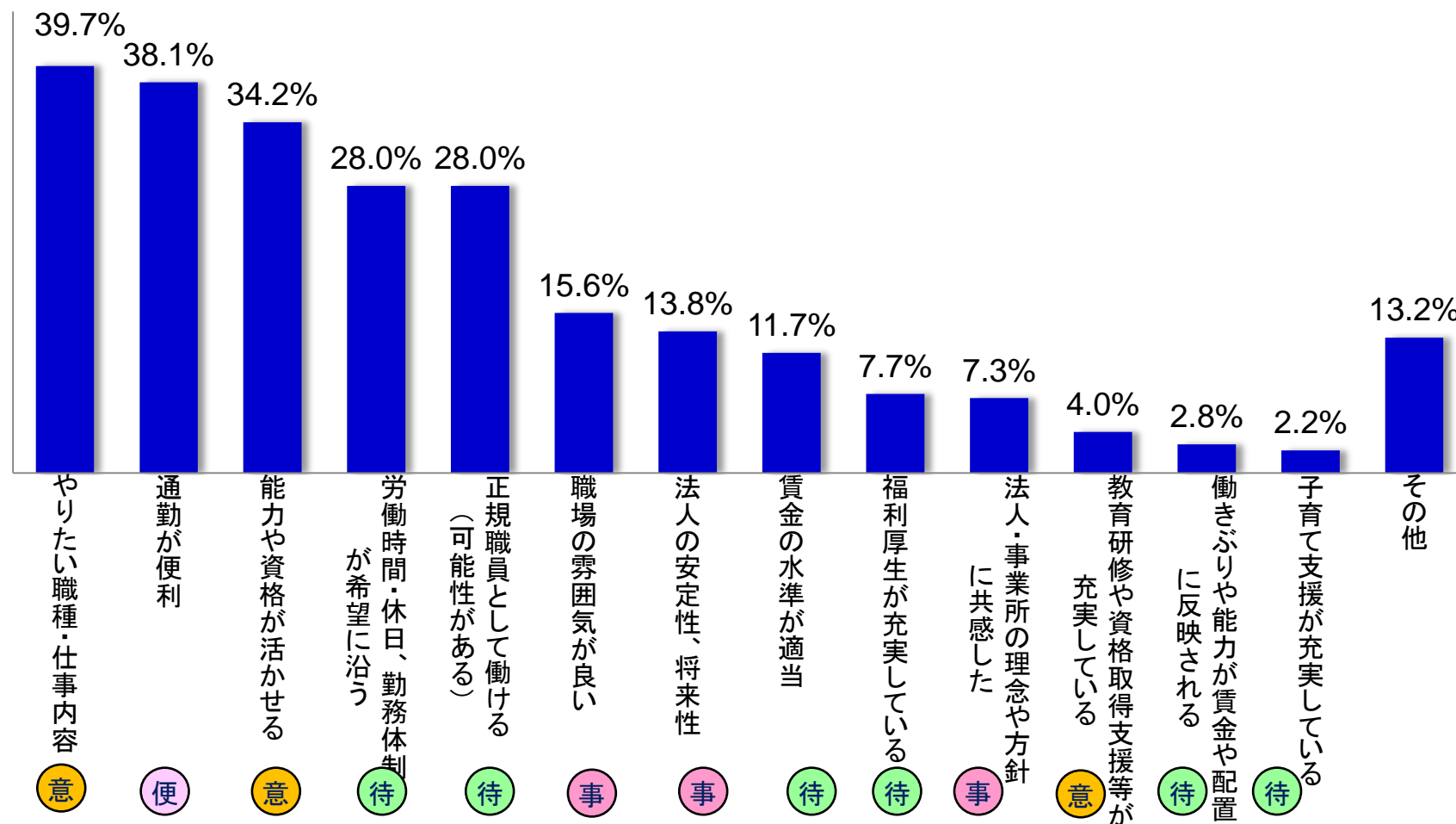


現在の職場を選択した理由（介護福祉士：複数回答）

参考資料(介護)

入職の段階では、介護という仕事への思いが先行し、法人・事業所の理念・方針や職場の状況、子育てなどの面への関心は薄い。

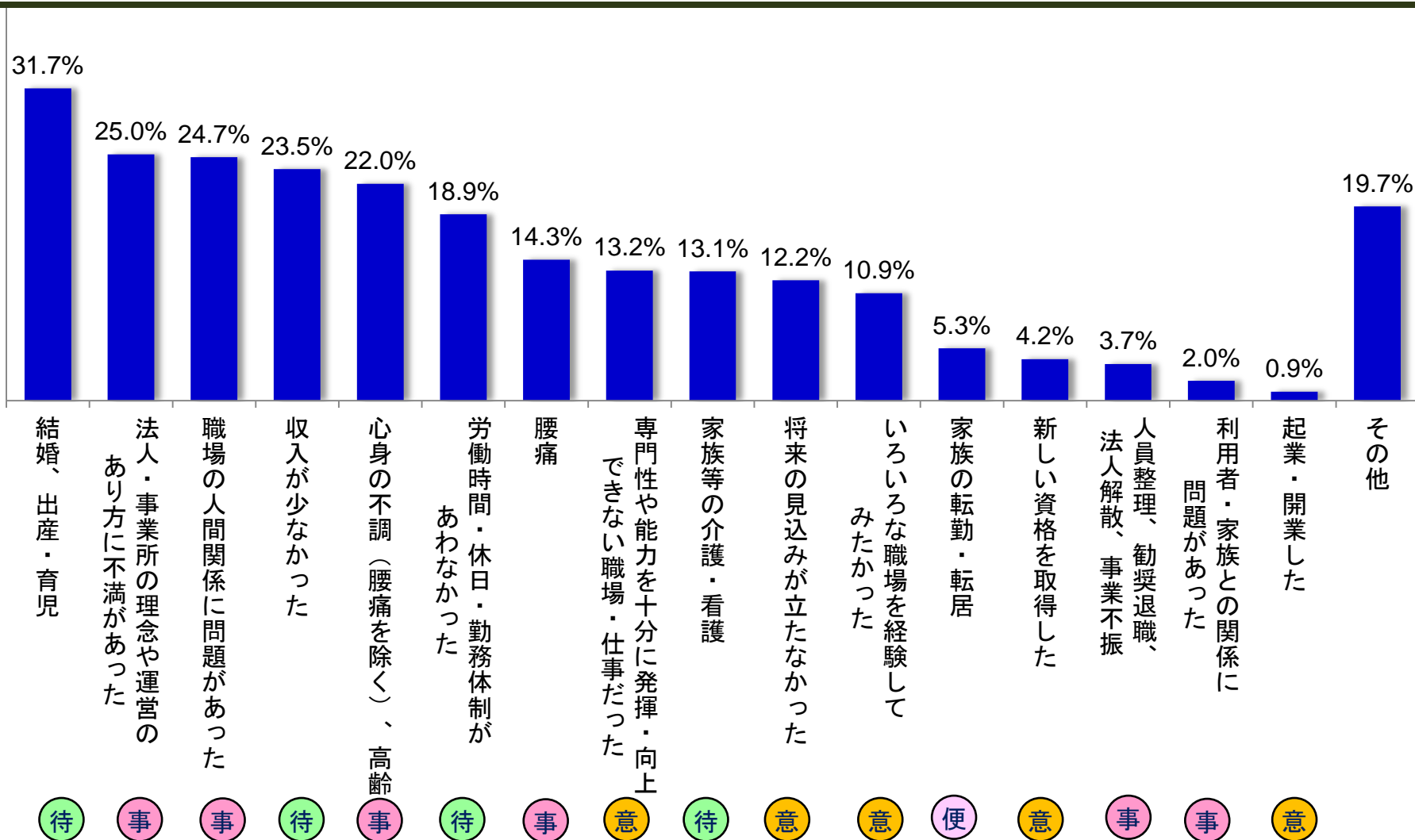
回答の分類： **意** 個人の意識・意欲、 **便** 便利さ、 **待** 待遇、 **事** 事業所・経営者のマネジメント



過去働いていた職場を辞めた理由（介護福祉士：複数回答）

参考資料(介護)

他方、離職時には、結婚・子育て、職場の方針やマネジメントが大きな引き金になっている。

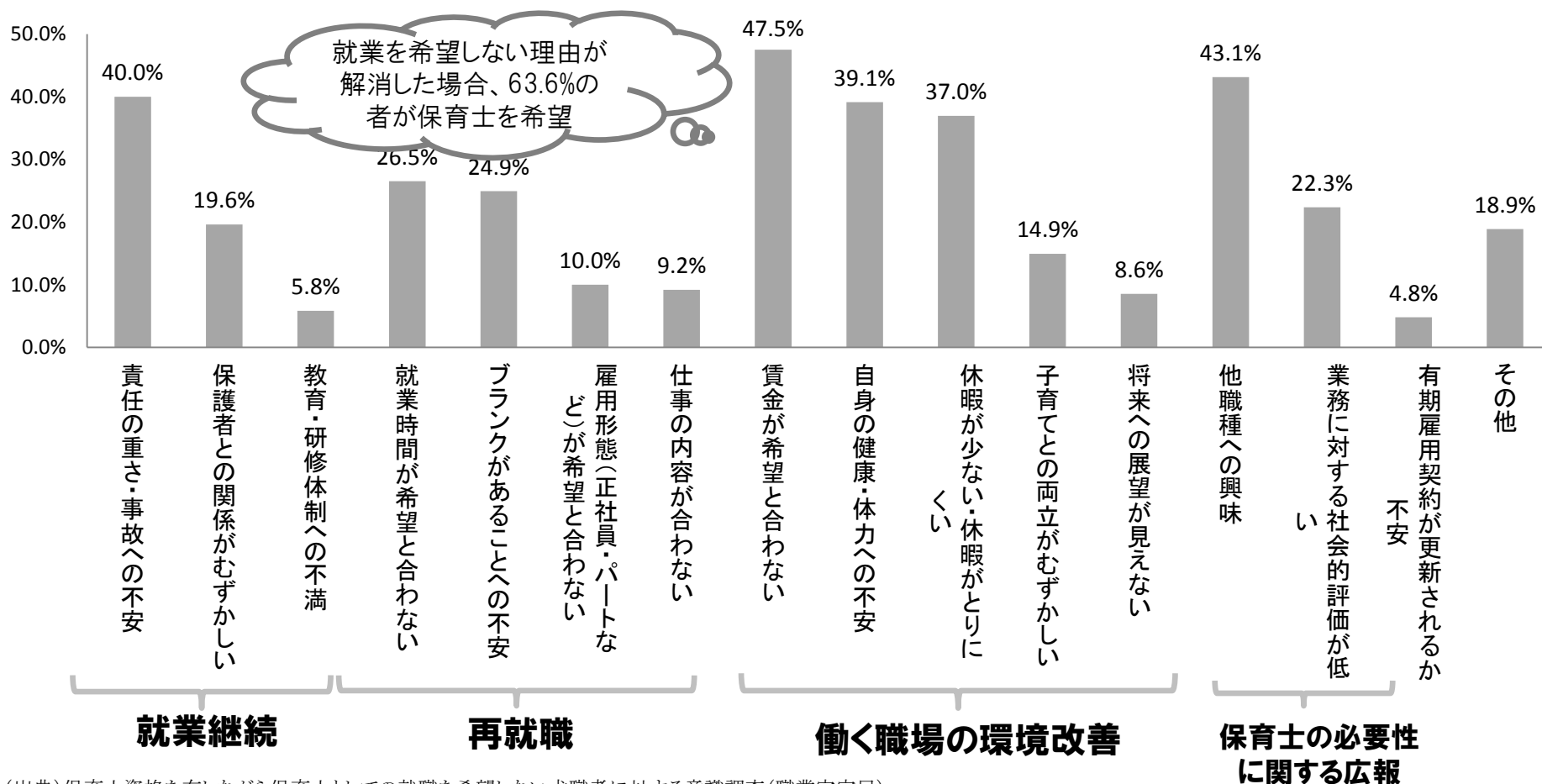


保育士としての就業を希望しない理由（複数回答）

ハローワークにおいて実施した、保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査結果をみると、

- ・責任の重さや事故への不安があると感じている者 40.0%
- ・再就職に当たりブランクへの不安があると感じている者は 24.9%
- ・賃金が希望と合わないと感じている者は 47.5%

となっている。



(出典) 保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査(職業安定局)
ハローワークの保育士資格を有する求職者に対する調査結果(n=958 うち保育士としての勤務経験がある者が69.7%)

年齢別に見た保育士への就業を希望しない理由

参考資料(保育)

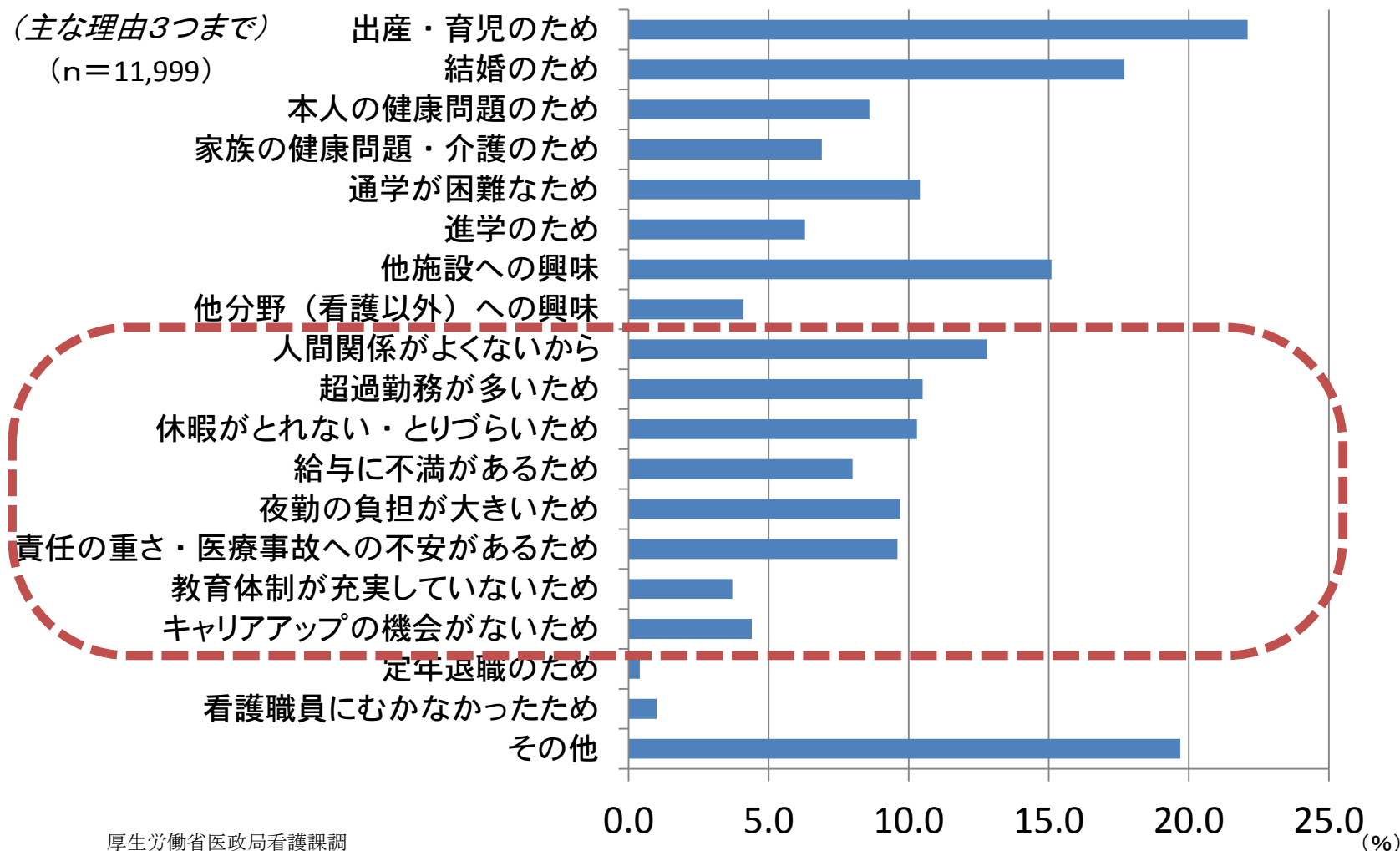
		就業時間が希望と合わない	賃金が希望と合わない	仕事の内容が合わない	休暇が少ない・休暇がとりにくい	雇用形態が希望と合わない	有期雇用契約が更新されるか不安	教育・研修体制への不満	保護者との関係がむずかしい	業務に対する社会的評価が低い	将来への展望が見えない	プランクがあることへの不安	自身の健康・体力への不安	責任の重さ・事故への不安	子育てとの両立がむずかしい	他職種への興味	その他	
20代	309人	件	75	179	35	148	19	7	21	61	86	39	35	84	101	47	173	53
		%	24.3%	57.9%	11.3%	47.9%	6.1%	2.3%	6.8%	19.7%	27.8%	12.6%	11.3%	27.2%	32.7%	15.2%	56.0%	17.2%
30代	250人	件	83	140	17	100	30	10	16	51	55	22	58	78	91	65	100	57
		%	33.2%	56.0%	6.8%	40.0%	12.0%	4.0%	6.4%	20.4%	22.0%	8.8%	23.2%	31.2%	36.4%	26.0%	40.0%	22.8%
40代	198人	件	50	86	23	61	27	13	6	39	41	17	64	85	81	26	69	35
		%	25.3%	43.4%	11.6%	30.8%	13.6%	6.6%	3.0%	19.7%	20.7%	8.6%	32.3%	42.9%	40.9%	13.1%	34.8%	17.7%
50代	147人	件	37	45	10	40	17	16	9	28	26	4	58	91	82	3	55	28
		%	25.2%	30.6%	6.8%	27.2%	11.6%	10.9%	6.1%	19.0%	17.7%	2.7%	39.5%	61.9%	55.8%	2.0%	37.4%	19.0%
60代以上	54人	件	9	5	3	5	3	0	4	9	6	0	24	37	28	2	16	8
		%	16.7%	9.3%	5.6%	9.3%	5.6%	0.0%	7.4%	16.7%	11.1%	0.0%	44.4%	68.5%	51.9%	3.7%	29.6%	14.8%

※ 前ページを年齢別に集計したものである。

看護職員として退職経験のある者の退職理由

参考資料(看護)

出産・育児のため(22.1%)が最も多く、結婚のため(17.7%)、他施設への興味(15.1%)など。勤務環境改善で解決できる可能性がある理由も多い。

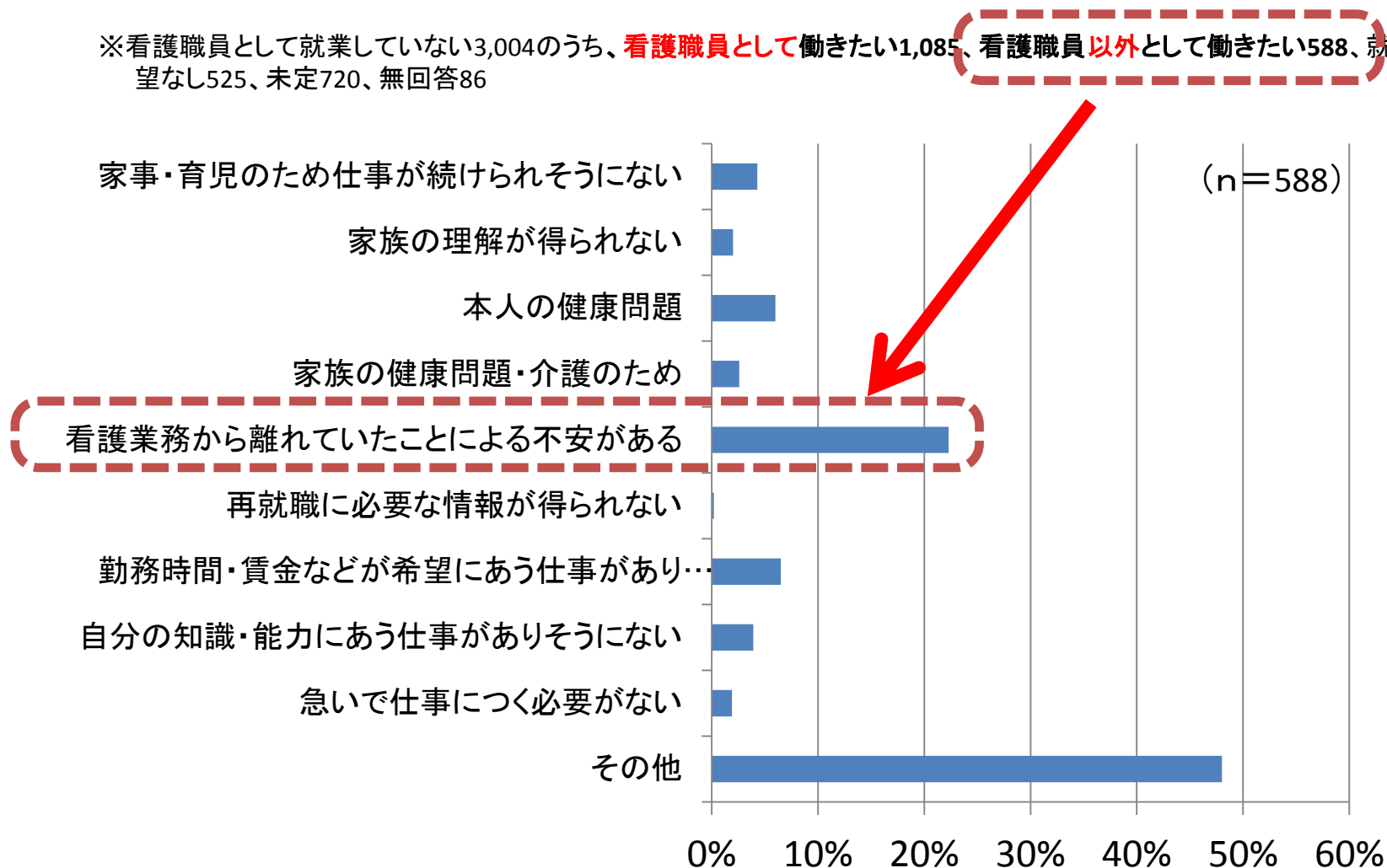


看護職員として就業していない者のうち看護職員以外として働きたい理由

参考資料(看護)

その他(48.0%)を除けば、看護業務から離れていたことによる不安(22.3%)であった。

※看護職員として就業していない3,004のうち、**看護職員として働きたい1,085**、**看護職員以外として働きたい588**、就業希望なし525、未定720、無回答86



介護・保育・看護の賃金 (常勤労働者)

参考資料(介護・保育・看護)

	男女計				男性				女性			
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって 支給する 現金給与 額 (千円)	構成比 (%)
産業別	産業計	42.0	11.9	324.0	67.6%	42.8	13.3	359.8	32.4%	40.4	9.1	249.4
	医療・福祉	40.2	8.0	294.4	26.9%	39.9	8.3	375.5	73.1%	40.3	7.8	264.5
	社会保険・社会福祉・介護事業	40.7	7.1	238.4	27.3%	39.3	7.2	270.6	72.7%	41.2	7.1	226.3
	サービス業	44.0	8.8	273.6	70.2%	45.0	9.6	297.7	29.8%	41.6	6.9	216.8
職種別	医師	41.0	5.5	833.2	70.6%	42.4	5.8	896.8	29.4%	37.6	4.7	680.4
	看護師	38.0	7.4	328.4	8.4%	35.2	6.1	326.9	91.6%	38.3	7.5	328.6
	准看護師	46.7	10.2	278.7	10.1%	40.4	8.3	283.3	89.9%	47.4	10.4	278.2
	理学療法士、作業療法士	30.7	4.8	277.3	49.3%	31.5	4.8	286.8	50.7%	30.0	4.9	268.1
	保育士	34.7	7.6	213.2	4.1%	30.2	4.8	225.4	95.9%	34.9	7.7	212.6
	ケアマネジャー	47.5	8.3	258.9	21.8%	43.0	8.1	281.1	78.2%	48.7	8.4	252.7
	ホームヘルパー	44.7	5.6	218.2	23.3%	40.0	3.7	235.0	76.7%	46.2	6.2	213.0
	福祉施設介護員	38.7	5.5	218.9	33.5%	35.1	5.4	235.4	66.5%	40.5	5.5	210.6

【出典】厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

注1) 常勤労働者とは、賃金構造基本統計調査の一般労働者（短時間労働者以外の労働者）をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2) サービス業とは、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体・宗教、職業紹介・労働者派遣業が含まれる。

注3) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

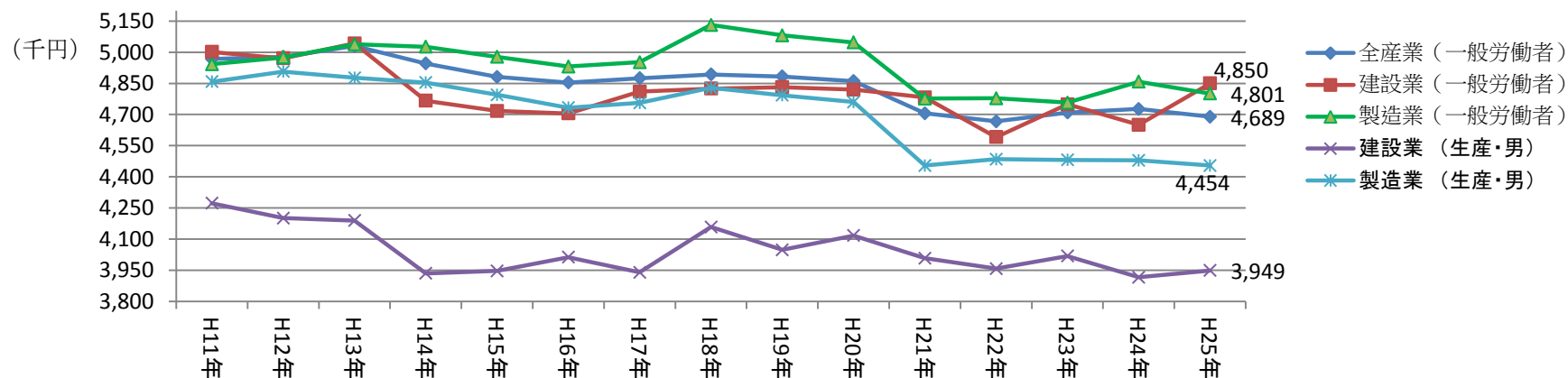
注4) きまって支給する現金給与額：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

建設業の雇用の課題について ～建設労働者の労働条件～

参考資料(建設)

- 建設業の生産労働者(男)の年収額(平成25年)は、約395万円であり、全産業(一般労働者)より約74万円、製造業(生産労働者・男)より約50万円低い。
- 建設業の労働時間(平成25年)は2,066時間と、全産業平均や製造業に比べ長く、完全週休2日制の普及状況は全産業より低い。

生産労働者等の年収額の推移



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注:推定年収額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

常用労働者の年間総実労働時間(平成25年)

区分	年間総実労働時間
全産業	1,746 時間
建設業	2,066 時間
製造業	1,949 時間

(資料出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」

注)事業所規模5人以上を対象

年間総実労働時間=月平均総実労働時間×12か月

完全週休2日制の普及状況(平成25年)

(%)

区分 事項	週休1日又は1日半	週休2日	
		完全週休2日	
全産業(※1)	7.8	85.3	46.0
建設業(※1)	7.9	89.2	39.6
(参考)建設業(※2)	19.8	46.9	13.3

(資料出所) ※1 厚生労働省「就労条件総合調査」(注:企業規模30人以上)

※2 厚生労働省「建設業における雇用管理把握実態調査」(注:企業規模2人以上)